Route 山梨　一般会員規程

第１条（名称）
本クラブの名称は、一般社団法人 Route 山梨（以下本クラブ）と称する。

第２条（所在）
本クラブは、山梨県甲斐市に主たる事務所を置く。

第３条　（目的）
本クラブは、バレーボール及びスポーツ活動等に関する事業を行い、子供の健全育成、生涯スポーツ社会の実現、 地域コミュニティの充実を図り、健康的で豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第４条（定義）
一般会員とは、本クラブが運営する各種事業に参加する個人又は団体のことをいう。

第５条（入会資格）
本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。
（１）本クラブの目的に賛同し、本規程に同意及び遵守できる者であること。
（２）スポーツを行うに適した健康状態であること。
（３）未成年者の場合は、親権者の承諾及びサポートを受けることができる者であること。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、入会する事ができない。
（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という）、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）
（２）暴力団員等が実質的に運営を支配、又は、運営に関与していると認められる者
（３）暴力団員等を不当に利用していると認められる者
（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
（５）暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第６条（入会手続）
本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本クラブに申し込むものとする。
２　入会申込書の提出をうけ本クラブが入会を認めた者(以下クラブ会員という)は別途定める日から本クラブに参加できる。

第７条（会費等）
本クラブに入会する者は、別に定める会費を納入するものとする。

第８条（会費の不返還）
一度入金した会費等は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第９条（会費の滞納）
クラブ会員が、会費の納入を怠ったときは、本クラブは活動を停止させるか、または退会させることができる。

第１０条(練習日・時間)
本クラブの活動日、時間については本クラブが定めたスケジュールによる。
２　やむを得ない事情が発生した場合は定められた活動日、時間等を変更または中止すること

ができる。その場合は事前にクラブ会員に通知する。

第１１条（クラブ会員の情報変更）
クラブ会員は、住所・連絡先など入会申し込み内容に変更があった場合は、速やかに所定の変更手続きをしなければならない。

第１２条（休会）
本クラブの休会(引き続き１か月以上２か月以下休む場合をいう)を希望するクラブ会員は前月末日までに所定の休会手続きをしなければならない。
２　休会の期間は２か月以内とし休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。但し、けが等の理由で本クラブが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
３　休会期間中の会費等については別に定めるところによる。

第１３条（退会）
退会を希望するクラブ会員は、退会希望月の前月末日までに所定の退会手続きをしなければならない。
２　退会後、再度入会する場合は、再度、入会金及び年会費、月会費を支払わなければならない。

第１４条（除名）
クラブ会員及び保護者、当該クラブ会員関係者等が下記に該当する場合、本クラブは当該クラブ会員を除名することができる。
（１）本規程に違反、又は施設利用時の注意事項を守らないとき。
（２）本クラブの名誉を傷つけたとき、又は目的に反する行為を行ったとき。
（３）他の施設利用者等に迷惑をかけたとき。

第１５条（事故の責任)）
クラブ会員は必ず本クラブの指定するスポーツ安全保険に加入するものとする。
２　本クラブの活動中に発生した事故の補償及び責任は加入する保険の約款通りとし、本クラブ及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
３　本クラブの活動中に発生した事故、盗難、障害は本クラブ、当該施設及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第１６条（写真・映像の使用）
本クラブの活動における写真・映像などを本クラブホームページ、その他プロモーションに使用する場合がある。

第１７条（個人情報の取り扱い）
本クラブは、法令を遵守しプライバシーポリシーに配慮し厳正に取り扱う。

第１８条（細則)）
本規程に定めのない事項及び運営上必要な細則については、本クラブが別に定める。

第１９条（附則）
本規程は、２０２５年３ 月１３日より試行する。

第２０条（改定）
本クラブは必要に応じ、随時本規程を改定できるものとし、本規約にない事項について細則を定めることができる。